

主な質問と回答、意見

○質問と回答

(参加者)

図書館が公園の都市計画決定区域となった後の管理運営はどのようになるのか。

(事務局)

都市計画法上は公園施設となるが、図書館の建物管理およびその運営については、これまで通り図書館部局（教育部）が管理運営を行うことを予定している。

(参加者)

長久手浄化センター敷地北側の管理棟部分も含めて都市計画決定は検討しないのか。

(事務局)

長久手浄化センターは、管理棟を含めて既に「都市施設」として都市計画決定がなされている。管理棟部分も含めて都市計画決定するためには、都市計画公園と重複する必要があるが、都市計画施設を重複して決定するためには、長久手浄化センター南側のように、都市計画施設同士が物理的に2層となっている必要がある。

そのため、北側の管理棟部分を含めた都市計画公園として、都市計画決定することはできない。

(参加者)

将来的な整備を検討する際に、長久手浄化センター敷地北側の管理棟部分も含めて一体的に検討・整備する可能性はあるか。

(事務局)

現時点ではそのような考えはない。また、不可能ではないが、今回の都市計画変更の理由は、文化の家、図書館、公園を含む本エリアをより魅力的にすることからも、北側の管理棟部分まで含めて検討はしていない。

(参加者)

都市計画決定後は、他の機能（施設用途）に変更や、多機能化はできないのか。

(事務局)

長久手市立地適正化計画において、文化の家、中央図書館は誘導施設として位置付けられていること、都市計画施設として都市計画決定を検討していることから、各施設の主要機能を変更することはできないものと考える。

ただ、より魅力的な文化交流拠点を目指すなかで、主要機能に影響のない範囲で、ニーズ等に対応するための多機能化については検討余地があると考える。

○意見

(参加者)

長久手浄化センター北側の管理棟部分も含めて広く検討することで、高度利用など土地活用の検討の幅が広がり、より有効な整備・利活用ができると考える。

(参加者)

今回の都市計画決定を機に、6万人の都市にふさわしい、より近代的な図書館整備を目指していただきたい。